

三次市教育委員会告示第6号

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月5日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱（令和2年三次市教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，令和2年度の6月1日以降かつ補助金の請求を行う時点で」及び「，当該年度の6月1日から3月31日までに」を削り，同条に次の2項を加える。

- 2 前項の補助対象者は，令和3年度小学校に新たに入学する児童に係るものに限る。ただし，転入にあつては，小学校児童及び中学校生徒を含むものとする。
- 3 前項の規定に係わらず，令和2年度の対象家庭を除く。

第5条中「，当該年度の3月31日までに」を削る。

様式第1号，様式第3号，様式第5号及び様式第6号中

「

㊞

」を
「

—

」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。